



# ものづくりリーディングカンパニー 成長投資助成金



先端設備等導入計画の認定を受けて設備を導入し、年3%以上の労働生産性向上を達成した中小企業者に助成金を交付します。

【助成金額】 1社につき最大 **100万円**

対象者	<p>次のいずれにも該当する中小企業者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 製造業を主たる事業として営む方</li> <li>(2) 市内に本社又は主たる事業所を有する方</li> <li>(3) 引き続き1年以上事業を営んでいる方</li> <li>(4) 市税を滞納していない方</li> <li>(5) 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等を取得し、地方税法に基づく固定資産税の特例の適用を受けることができる方</li> </ol>
助成金額	<p><b>1 基礎額に基づく助成</b> 算定した <b>基礎額の2分の1以内、かつ、30万円</b> を限度とします。(千円未満切捨て) 裏面「基礎額の算定方法」をご参照ください。</p> <p><b>2 助成額の加算</b> 各事業年度において次の区分に該当する場合は、それぞれ上記1に加算します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新規雇用確保枠 <b>1人につき10万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用開始日における年齢が35歳未満の新卒者又はUIターン者</li> <li>・期間の定めがない従業員として雇用し、所定労働時間が週30時間以上であること</li> <li>・当該従業員が決算期末に在籍かつ市内に住所を有している場合</li> </ul> </li> <li>(2) 地域経済循環枠 <b>1申請につき5万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等を市内事業者から購入した場合</li> </ul> </li> </ol> <p><b>3 上限額</b> 同一年度内において、上記1及び2の合計で100万円を限度とします。</p>
申請可能期間	<p>先端設備等導入計画開始直前の決算から3年間 (<b>事業年度ごとに申請が必要です</b>)</p>
申請書類	<p><b>各事業年度の終了後6か月以内</b>に次に掲げる書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柏崎市ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金交付申請書兼実績報告書</li> <li>・決算書(直近2年間の貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書)の写し</li> <li>・直近2年間の従業員数が確認できる書類の写し(法人事業概況説明書等)</li> <li>・市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類(登記簿謄本等)</li> <li>・市税完納証明書</li> <li>・振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し、インターネットバンキングの場合は口座情報が分かるWebページの写し</li> <li>・(新規雇用確保枠に該当する場合)従業員台帳及び雇用保険被保険者台帳の写し</li> <li>・(地域経済循環枠に該当する場合)先端設備等の支払を証する書類の写し</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>【問い合わせ】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 (21-2326)</p>	

## 基礎額の算定方法

項目	A Bの前年度 ( 年度決算) 会計期間 年 月～ 年 月	B 直近年度 ( 年度決算) 会計期間 年 月～ 年 月
①営業利益		
②人件費		
③減価償却費		
(1)労働生産性 (=①～③計) (円)		
(2)常時使用する従業員の数 (人)		
(3)生産性 (= (1) / (2)) (円)		
(4)生産性の向上額 ((3)B - (3)A) (円)		
(5)生産性の伸び ((4) / (3)A) (%)		
(6)基礎額 ((4) × 1 / 2) (円)		

(算定のポイント)

- 1 人件費は、従業員の退職金を除きます。
- 2 常時使用する従業員とは、常態として働く人数であり、正規社員の他、パートタイム労働者やアルバイト等会社に雇用される全ての従業員を含みます。
- 3 生産性は、小数点以下四捨五入とします。
- 4 生産性の伸びは、小数点以下第2位を切り捨てとします。
- 5 基礎額の算定は、千円未満を切り捨てとし、30万円が上限です。